

# 円滑な職場復帰支援のための 職場復帰等相談員の配置

（現在はメンタルヘルス対策支援センター事業の一部）

平成24年9月

労働基準局安全衛生部労働衛生課(椎葉茂樹課長) [主担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：ディーセント・ワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標：安全・安心な職場づくりを推進すること

施策目標：労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ-2-1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

受託者（平成24年度は独立行政法人労働者健康福祉機構、社団法人日本産業カウンセラー協会）  
※年度ごとに企画競争入札により選定

### （2）概要

職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関としてメンタルヘルス対策支援センターを設置し、メンタルヘルス不調の未然防止、メンタルヘルス不調者の早期発見・対応、メンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰支援まで、事業者が行うメンタルヘルス対策を総合的に支援する。

### （3）目標

職場でのメンタルヘルス対策を促進し、労働者の健康障害を防止することを目的としている。

#### (4) 予算

会計区分：労働保険特別会計（労災勘定）

平成 25 年度予算概算要求額：884 百万円の一部

メンタルヘルス対策支援センター事業全体に係る予算の推移： (単位：百万円)

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
502	526	1,447 の一部	1,431 の一部

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

#### (1) 状況分析

職場でのメンタルヘルス対策の中でも、メンタルヘルス不調により休業している労働者の職場への復帰について、当該休業者の病態・経過等が多様であることから、厚生労働省では、平成16年に「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰の手引き」を公表し、これに基づく職場復帰支援を周知指導している。

#### (2) 問題点

メンタルヘルス不調からの復帰に至るプロセスは多様であり、復職時期判断、復職プロセスにおける労務管理等の多岐にわたる問題点を含有している。

#### (3) 問題分析

職場復帰後に再燃・再発してしまう事例もあり、関係者の不安を払拭するとともに、個々人に応じた的確な復職支援が求められている。

#### (4) 事業の必要性

以上を踏まえ、事業場が労働者等の要望に応えた職場復帰のための環境を醸成することを目的として、事業場等と精神保健関係の地域資源との連携の支援が必要である。

### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

#### (1) 必要性の評価

メンタルヘルス不調になった労働者の職場復帰対策については、大企業を除き、民間に十分なノウハウが蓄積されておらず、また、その性質からして事業者による自主的な取組が期待しにくいことから、行政がその取組に関与するとともに、支援を行うことが必要である。

これに加えて、事業者に対する助言等に当たって、必要に応じ民間の復職支援機関等を紹介することから、営利企業による運営にはなじまないため、行政が関与して実施する必要がある。

## (2) 有効性の評価

---

事業者等の求めに応じた最適な支援を受けることができ、メンタルヘルス対策の効率的な実施等が期待できる。

## (3) 効率性の評価

---

都道府県単位に職場復帰等相談員を配置することにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図れる。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

---

### (1) 現状分析

---

日本の自殺者数は14年連続で3万人を超え、このうち、約8,200人が労働者であり、「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者は約2,700人に達している。また、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っており、このような状況を背景に、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある。

職場でのメンタルヘルス対策については、労働安全衛生法の努力義務規定に基づく指針として、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定・公表しており、事業場でこの指針に即した取組が実施されるよう、労働基準監督署で指導するとともに、メンタルヘルス対策支援センターでその取組を支援しているが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は、全体の約3割にとどまっている。

政府の「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）では、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」が盛り込まれているため、取組を大幅に強化し、加速させることが必要になっている。

このような中、平成23年12月2日に、職場でのメンタルヘルス対策の強化のため、労働者に対するストレスチェックと面接指導等の実施を全ての事業者に義務付ける労働安全衛生法の一部改正法案が国会に提出された。

### (2) 問題点

---

職場でのメンタルヘルス対策は、メンタルヘルス不調の未然防止からメンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰支援まで総合的に実施することが望まれているが、事業場でこれらの取組が十分に行われていない状況にあり、引き続き、事業場の自主的な取組を支援する必要がある。

### (3) 問題分析

---

メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場では、「専門スタッフがいない」（44.3%）、「取り組み方がわからない」（42.2%）、「必要性を感じない」（28.9%）等の理由から取組が十分に進んでいない状況にある。特に、日本では財政基盤が脆弱な50人未満の小規模事業場が全体の9割以

上を占めており、これらの事業場では産業医や衛生管理者の選任が義務付けられていないため、自主的な取組が進んでいないと考えられる。

#### (4) 事業の必要性

このような状況を踏まえ、引き続き、メンタルヘルス対策支援センターで、精神科医や産業カウンセラー等のメンタルヘルスに関する専門家が、事業者からのメンタルヘルス対策に関する相談対応、個別事業場への訪問支援等を実施し、職場でのメンタルヘルス対策の一層の促進を図る必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがある労働者	58.0%	—	—	—	—
2	心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいる事業場	33.6%	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考等)						
1、2ともに厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」(5年に1度の調査。直近の調査は平成19年)						

(参考統計の動き)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	自殺者数(総数)	33,093人	32,249人	32,845人	31,690人	30,651人
2	自殺者数(労働者)	9,154人	8,997人	9,159人	8,568人	8,207人
3	「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者	2,207人	2,412人	2,528人	2,590人	2,689人
4	精神障害等による労災支給決定件数	268件	269件	234件	308件	325件
(調査名・資料出所、備考等)						
1、2、3は警察庁「自殺統計」。4は厚生労働省労働基準局労災補償部調査による。 なお、原因・動機別自殺状況については、平成19年の自殺統計から、原因・動機を最大3つまで計上できることにしたため、平成18年以前とは比較できない。						

## 6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

### (1) 有効性の評価

## ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

---

### メンタルヘルス対策支援センターの設置

- 事業者からのメンタルヘルスに関する相談対応、個別事業場への訪問支援の実施
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場増加
- 労働者の健康障害防止

## ②有効性の評価

---

上記の仕組みが機能するためには、メンタルヘルス対策が十分に進んでいない事業場に対して効果的に支援を行う必要がある。このため、メンタルヘルス対策の「必要性を感じない」としている事業場にメンタルヘルス対策の動機付けをするため、メンタルヘルス対策支援センターが取組の進んでいない事業場に積極的に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行っている。

メンタルヘルス対策支援センター事業の利用者のうち92.7%が有用、有効であったとすることから、これらの事業は事業場での取組の促進に一定の効果があると考えられる。

また、平成22年9月に独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施した「職場のメンタルヘルスカケア対策に関する調査」では、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は50.4%となっており、「職場におけるメンタルヘルス対策に関する調査」と「平成19年労働者健康状況調査」では、調査手法や母集団等が異なることから単純には比較できないものの、平成19年と比較して取組が大幅に進んでいる。

## ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

本事業の評価にあたっては、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合の把握が必要であるが、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」は5年に1回調査のため、次回調査は平成24年に行われる。

## （2）効率性の評価

---

### ①効率性の評価

---

メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有する団体に委託することにより、効果的・効率的な事業運営を図っている。また、労働基準監督署で指導した事業場等で、取組が十分でない事業場をメンタルヘルス対策支援センターの支援に繋げる等、行政による指導とメンタルヘルス対策支援センター事業での支援を組み合わせることで効率性を高めている。

また、改正労働安全衛生法が施行された場合には、メンタルヘルス対策支援センター事業については必要な支援に重点化を図ること等により、より一層効率性を高めることとしている。

### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

特になし。

## （3）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

特になし。

#### (4) 評価の総括（必要性の評価）

事業を実施することにより、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況は確かに向上しているが、未だに取組が進んでいない事業場も多いことから、引き続き、この事業を実施していく必要がある。

ただし、全ての事業場でメンタルヘルス不調の未然防止からメンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰支援まで総合的に実施されるよう、事業のさらなる改善を図ることとする。

### 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

事業の効果的な実施に努めてきたところであるが、メンタルヘルス対策が進んでいない事業場が数多くある現状を踏まえ、行政との役割分担をより明確にした上で、必要な支援に人的資源を投入する等事業を改善した上で、平成 25 年度も所要の予算を要求する。

### 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合（平成24年度までに50%以上）	33.6%	—	—	—	—
達成率		67%	—	—	—	—
2	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合（2020年までに100%）	33.6%	—	—	—	—
達成率		34%	—	—	—	—
3	メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合（90%以上）	—	—	94.7%	92%	92.7%
達成率		—	—	105%	102%	103%
【調査名・資料出所、備考等】						
1、2は厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」（5年に1度の調査）。						
3は厚生労働省労働基準局安全衛生部調査による。						



アウトプット指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	メンタルヘルス支援センターへの相談件数（目標値）	—	—	12,170件 (12,000件)	17,424件 (12,000件)	24,813件 (15,000件)
達成率		—	—	101%	145%	165%
5	メンタルヘルス対策に関する事業場の体制づくりに関する支援件数（目標値）	—	—	8,444件 (10,000件)	12,976件 (8,000件)	25,779件 (21,600件)
達成率		—	—	84%	162%	119%
【調査名・資料出所、備考等】						
4,5ともに厚生労働省労働基準局安全衛生部調査による。						

## 9. 特記事項

### (1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

### (2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

- 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）  
「メンタルヘルス対策に関する措置を受けられる職場の割合100%」（2020年までの目標）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>
- 日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）  
「メンタルヘルス対策に関する措置を受けられる職場の割合100%」（2020年までの目標）  
「メンタルヘルスケア取組事業所割合67%」（2015年度の間目標）  
<http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20120731/20120731.pdf#search='日本再生戦略'>

### (3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

- 今後の職場における安全衛生対策について（平成22年12月22日労働政策審議会建議）

「うつ病等による休業者が円滑に職場復帰するためには、休業の開始から職場復帰までの流れや手順を明確化しておくことが重要であることから、医療機関と職場の十分な連携の下、休業者の回復状況に的確に対応した職場復帰支援プランの策定、実施等の取組を広く普及するため、事業者の取組に対する支援を行う。」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000zafy.html>

#### (4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

#### (5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

#### (6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

#### (7) その他

---

特になし